

料金表

訪問看護
介護予防訪問看護

利用者：様

事業者： MIKOTO NURSE STATION

利用料について

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2割、又は3割（平成27年8月から）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）訪問看護の利用料 ◎訪問看護ステーションの場合

【基本部分】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （自己負担額1割の場合＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
20分未満	3,130 円	313 円
20分以上30分未満	4,700 円	470 円
30分以上1時間未満	8,210 円	821 円
1時間以上1時間30分未満	11,250 円	1,125 円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して行う訪問看護	29,540 円/月	2,954 円/月
--------------------------------	------------	-----------

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （自己負担額1割の場合＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
1回につき（20分未満）	2,930 円/回	293 円/回
1日2回を超える場合	2,640 円/回	264 円/回

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金（自己負担額1割の場合）
夜間・早朝、深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
複数名訪問加算（Ⅰ）	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,540 円	254 円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合	4,020 円	402 円
複数名訪問加算（Ⅱ）	看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を30分未満行った場合（1回につき）	2,010 円	201 円
	看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を30分以上行った場合（1回につき）	3,170 円	317 円

長時間訪問看護加算	特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)の対象者に1時間30分以上の訪問看護を行った場合	3,000円	300円
中山間地域等に 住居する者への サービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%	
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	3,000円	300円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り)	6,000円	600円
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合 (1月につき)	5,740円	574円
特別管理加算(Ⅰ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,000円	500円
特別管理加算(Ⅱ)		2,500円	250円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	20,000円	2,000円
看護体制強化加算(Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1月に1回に限り)	5,500円	550円
看護体制強化加算(Ⅱ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1月に1回に限り)	2,000円	200円
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	30円	3円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護を行った場合(1月につき)	250円	25円
看護・介護職員連携 強化加算	喀痰吸引等が必要な利用者に対し訪問介護員と連携する体制をとった場合(1月につき)	2,500円	250円
死後の処置料 ※自費負担		10,000	円

(2) 介護予防訪問看護の利用料 ◎訪問看護ステーションの場合

【基本部分】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの 所要時間	基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担金 (自己負担額1割の場合＝基本利用料の1割) ※(注2) 参照
20分未満	3,020円	302円
20分以上30分未満	4,500円	450円
30分以上1時間未満	7,920円	792円
1時間以上1時間30分未満	10,870円	1,087円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担金 (自己負担額1割の場合＝基本利用料の1割) ※(注2) 参照
1回につき(20分未満)	2,830円/回	283円/回
1日2回を超える場合	1,420円/回	142円/回

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※要支援の方 ご利用開始月から1年超の利用者は1回につき5円減算となります。

※准看護師による訪問看護または介護予防を提供した場合減算の対象となります。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金（自己負担額1割の場合）
夜間・早朝、深夜加算	夜間（１８時～２２時）又は早朝（６時～８時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の２５％	
	深夜（２２時～翌朝６時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の５０％	
複数名訪問加算（Ⅰ）	同時に複数の看護師等が１人の利用者に対して３０分未満の訪問看護を行った場合（１回につき）	２,５４０円	２５４円
	同時に複数の看護師等が１人の利用者に対して３０分以上の訪問看護を行った場合	４,０２０円	４０２円
複数名訪問加算（Ⅱ）	看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を３０分未満行った場合（１回につき）	２,０１０円	２０１円
	看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を３０分以上行った場合（１回につき）	３,１７０円	３１７円
長時間訪問看護加算	特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）の対象者に１時間３０分以上の訪問看護を行った場合	３,０００円	３００円
中山間地域等に 住居する者への サービス提供加算	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の５％	
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合（１月につき）	３,０００円	３００円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき１回（特別な管理を必要とする者の場合２回）に限り）	６,０００円	６００円
緊急時介護予防訪問 看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（１月につき）	５,７４０円	５７４円
特別管理加算（Ⅰ）	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（１月につき）	５,０００円	５００円
特別管理加算（Ⅱ）		２,５００円	２５０円
看護体制強化加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（１月に１回に限り）	１,０００円	１００円
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（１回につき）	３０円	３円
死後の処置料	※自費負担	１０,０００円	

（４）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後に差し上げます。なお、振込手数料に関しては、利用者にてご負担ください。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 みなと銀行 西明石支店 株式会社 Happy Up カ）ハッピーアップ 普通口座 4135841
口座引き落とし	毎月27日（休日の場合は翌営業日）に自動振替となります。 収納代行会社SMBCファイナンスサービス（株）より引き落としされます

令和 7 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり利用料について説明しました。
事 業 者 所在地 兵庫県明石市小久保 1 丁目4-7メゾン西明石305

事業者（法人）名 株式会社 Happy Up
代表者・氏名 岡野 裕 印
説明者・氏名 印

私は、事業者より上記の利用料について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

(利用者) 住所
氏名 印
署名代行者（代理人）
住所
本人との続柄
氏名 印